

長野県自衛隊退職者雇用協議会 会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、長野県自衛隊退職者雇用協議会と称し、事務局を一般社団法人長野県経営者協会内（長野市県町584番地）に置く。

(目的)

第2条 本会は、公共職業安定機関及び自衛隊長野地方協力本部・松本駐屯部隊と緊密連携のもとに、自衛隊退職者の雇用促進を図り、有能な労働力を確保し、もって長野県産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自衛隊退職者の雇用促進
- (2) 自衛隊生活体験入隊を活用した新入社員教育
- (3) 会員の部隊見学等防衛研修の実施
- (4) 隊員の就職前教育に関する協力
- (5) 隊員に対する企業の紹介及び職場見学に関する協力
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同し、この事業に協力する県内企業および個人をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 事務局 長 1名
- (4) 監 事 2名
- (5) 幹 事 1名【自衛隊長野地方協力本部 援護課長が、この任にあたる】

(役員職務)

第6条 本会の役員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 役員は、役員会を構成し、本会の事業を遂行する。
- (4) 事務局長は、本会の事務を処理する。
- (5) 監事は、本会の業務および会計を監査する。
- (6) 幹事は、会務全般を補佐する。

(役員選出)

第7条 役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は会長が委嘱する。

第2章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定期総会は、年一回、臨時総会及び役員会は必要に応じ、それぞれ会長がこれを招集する。
- 3 定期総会は、本会の事業計画、予算、決算、役員選任、その他重要事項を審議・決定する。
- 4 自衛隊長野地方協力本部と事務局連絡会議を定期的開催するものとする。

(議決)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 2 総会及び各会議の議長は、会長がこれにあたる。

第3章 会計

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始期、翌年3月31日を終期とする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会会費は、企業年額5,000円、個人年額2,000円とする。

3 本会が、会員の親睦等の事業を行うにあたり必要な経費は、その都度参加者が負担する。

4 本会会費を2年以上支払わなかった場合は、退会したものとみなす。

附 則

この会則は平成20年10月 7日から施行する

この会則は平成21年 6月25日から施行する (一部改正)

この会則は平成26年 8月26日から施行する (一部改正)